明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一三）　一

〔告　示〕
○大崎市に編入する区域として告示された区域の属すべき選挙区を定める件（総務三四〇）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務四六八）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同四六九）　三
○日本国に帰化を許可する件（同四七〇）　四
○肥料を登録した件（農林水産一五四八）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通九一四～九二〇）　四
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同九二一）　四
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一九七、二〇〇、二〇一）　六
○海上における射撃訓練等を実施する件（同一九八、一九九）　七
○道路に関する件（北海道開発局一九三）　七

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕
法務省　最高裁判所　八

〔官庁報告〕
官庁事項
土地家屋調査士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　八
法　務
公証人死亡（法務省）　八
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（沖縄労働局最低賃金公示三）　八

〔公　告〕
諸　事　項
官庁
財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　九
会社その他　一〇

## 省令

### ○厚生労働省令第百十三号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の四第一項第四十三号及び第百一条並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の四第一項第三十八号及び第百十条の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

**第一条**　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次 | 目次 |
| 第一章～第五章　（略） | 第一章～第五章　（略） |
| 第六章　雑則（第八十九条―第百三十条） | 第六章　雑則（第八十九条―第百二十九条） |
| 附則 | 附則 |
| （法第百条の四第一項第四十三号に規定する厚生労働省令で定める権限） | （法第百条の四第一項第四十三号に規定する厚生労働省令で定める権限） |
| **第九十三条**　法第百条の四第一項第四十三号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。 | **第九十三条**　法第百条の四第一項第四十三号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。 |
| 一～十一　（略） | 一～十一　（略） |
| 十二　第百三十条の規定による情報の提供の求め | （新設） |
| 十三　（略） | 十二　（略） |
| （情報の提供の求め） | （新設） |
| **第百三十条**　厚生労働大臣は、個人番号利用事務（番号利用法第二条第十項に規定する個人番号利用事務をいう。）を適切かつ円滑に処理するため、事業主に対し、被保険者に係る個人番号その他の事項について情報の提供を求めることができる。 | |

（国民年金法施行規則の一部改正）

**第二条**　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。